



今月の
ニュース

平成24年度
市・県民税の
主な改正内容

■扶養控除の見直し

年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）の扶養控除が廃止となります。しかしながら、市・県民税の非課税限度額の算定には、扶養親族の数が用いられるため、年少扶養親族がいるかたは申告書の所定の欄に年少扶養親族を記入してください。

■同居特別障害者加算の特例の改組
扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、これまで扶養控除の額に23万円が加算されていましたが、特別障害者控除の額（30万円）に23万円を加算する措置に改められます。

■寄附金税額控除の見直し

寄附金税額控除の対象となる寄附金の適用下限額が、5千円から2千円に引き下げられます。

■軽減税率の延長

上場株式等の配当・譲渡所得に係る10%軽減税率（所得税7%・住民税3%）の特例措置が2年間延長され、適用期限が平成25年12月31日（火）までになりました。

扶養控除の見直し

年少扶養控除 33万円 廃止	上乗せ分 12万円 廃止	特定 扶養控除 45万円	一般 扶養控除 33万円	同居加算 7万円
	扶養控除 33万円			老人 扶養控除 38万円
～15歳	16～18歳	19～22歳	23～69歳	70歳～
控除対象親族				
扶養親族				

■税金等からのお知らせ

公的年金等に係る雑所得を有するかたの所得税の確定申告不要制度を創設しました

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的

■確定申告受け付けの案内

平成23年分所得税の確定申告の受け付けは、2月16日（木）～3月15日（木）までです。

なお、熊谷税務署会場では、平日以外でも2月19日（日）と26日（日）に限り、確定申告書の受け付けを行います（現金納付・納税証明業務は行いません）。

■申告と納税の期限
所得税＝3月15日（木）
贈与税＝3月15日（木）

■請求に必要な物

- ①納税証明書交付請求書（税務署窓口にあります）
 - ②本人（法人の場合は代表者）の確認ができる書類（運転免許証・住基カードなど）
 - ③印鑑（法人の場合は代表者印）
 - ④収入印紙・現金（1年分1通につき400円）
- ※本人以外のかたが請求される場合は必ず委任状をお持ちください。
請求窓口 熊谷税務署管理運営部門（☎521・4032）

「ふかや市民大学」の受講生募集

●問い合わせ ふかや市民大学事務局（生涯学習課・☎572 - 9581）

とき(予定)	内容(講座テーマなど・予定)
4月21日(土)	開校式・学長講話
5月12日(土)	渋沢栄一の晩年
5月26日(土)	渋沢史料館見学
6月 9日(土)	ふかや緑の王国の経緯と開拓ボランティアの活動
6月23日(土)	放射線と環境
7月 7日(土)	埼玉工業大学講義
7月21日(土)	深谷の歴史
9月 8日(土)	能楽観賞
9月22日(土)	学校支援ボランティア
10月 6日(土)	救命講習
10月20日(土)	内ヶ島の万作踊り観賞
11月10日(土)	東都医療大学講義
11月24日(土)	認知症サポーター養成講座
12月 8日(土)	唐沢川を愛する会の活動
12月22日(土)	防犯のまちづくり
1月12日(土)	武州煮ほうとう研究会の活動
1月26日(土)	生活習慣病の予防
2月 2日(土)	あなたを狙う悪質商法
2月 9日(土)	地元企業経営者講義・卒業式

「ふかや市民大学」は、市民の生涯学習やボランティア活動への理解を深め、学習を通して人と人とのつながり、そこの学習成果をまわすことに生かすことを目的として実施するものです。

対象 次の要件を満たすかた
①市内在住か通勤
②深谷市に関心があり、地域に積極的にかかわる意欲がある
③平成24年4月1日現在で16歳以上

とき 原則毎月第2・4土曜

日午前10時30分～午後0時30分（開校式を含む全19回）
定員 80人（応募者多数の場合は抽選。抽選結果は全員にお知らせします）
入学金(学費) 1万円（保険料を含む）
※視察研修は、別途参加料が必要となります。
申し込み 3月16日（金）までに、電話または直接、問い合わせ先または市役所本庁舎総合案内、総合支所市民生活課、公民館へ

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所（☎525 - 1844） 保険年金課（☎574 - 6641） 岡部市民生活課（☎585 - 2213）
川本市民生活課（☎583 - 2783） 花園市民生活課（☎584 - 1121）

国民年金保険料は、安心・便利な「口座振替」でお得な「前納制度」で国民年金保険料は、日本年金機構から送られる納付案内書などにより、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなる可能性があります。

また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがありますので、安心して口座振替やクレジットカードによる納付をお勧めします。

手続き
①口座振替＝金融機関へ
・基礎年金番号の分かる物
・預（貯）金通帳
・通帳届出印
・口座振替納付申出書（問い合わせ先、金融機関窓口などにあります）
②クレジットカード納付＝熊谷年金事務所へ

また、国民年金には保険料を前払いすると割引になります。「前納制度」があります。納付書で前納する場合、専用の納付書が必要です。お手元に前納用の納付書がない場合は熊谷年金事務所へご連絡ください。

クレジットカードや口座振替で前納する場合、事前の申し込みが必要です。

また、年度途中からの前納はできませんのでご注意ください。

※口座振替での前納は、納付書やクレジットカードでの前納よりも割引額が大きくなります。

平成24年度分（1年度分・上期分）（4～9月）の口座振替・クレジットカード前納の申込期限は、2月29日（木）までとなっています。ご希望のかたはお早めにお申し込みください。